

## 監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年6月20日

新城市監査委員 夏目道弘  
新城市監査委員 中西宏彰  
(公印省略)

### 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

### 監査結果の措置対象

指定管理施設	新城市もつくる新城
指定管理者	株式会社名鉄ミライト
所管部課	産業振興部観光課

### 監査結果報告年月日

令和7年3月27日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和7年6月4日

### 講じた措置等の内容

#### 【株式会社名鉄ミライト】

##### 《意見1》

移動販売等の新たな取り組みにより売り上げが伸びている。奥三河の観光ハブステーションとして重要な施設であり、今後もいろいろなアイデアにより経営の向上と地域の活性化に努めていただきたい。

##### 《措置内容》

「真の観光ハブステーション 物販を通しての観光ハブステーションとなる」をコンセプトに、地域の商品を広める拠点としての機能を継続するとともに、移動販売車の活用やふるさと納税制度の活用など地域の活性化に努めていきます。

#### 【産業振興部観光課】

##### 《意見1》

市は営業利益の一定割合を維持管理基金負担金として指定管理者に納入させているが、目的や算出根拠が不明確であるので、基本協定書の用語の定義に規定する等の検討をしていただきたい。

《措置内容》

令和7年度から始まる新たな指定管理期間における基本協定書では、維持管理費負担金の目的及び算出根拠について規定しました。

《意見2》

ドックランの新設等が行われているが、基本協定書の変更は行われていない。施設、設備を変更する際の手続きについて、基本協定書に規定する等の検討をしていただきたい。

《措置内容》

令和7年度から始まる新たな指定管理期間における基本協定書では、新設されたドックランについても明記しました。また、今後施設設備が変更された際には、都度基本協定書に適切に反映するようにして参ります。

《意見3》

道の駅は国土交通省が管轄する施設であり、駐車場用地も公衆用道路となっているが、管理を観光課が行っている。観光課が道路管理者として適切な管理ができるか心配である。土木課と調整し、管理区分を明確にしていきたい。

《措置内容》

もっくる新城の駐車場用地の位置づけは公衆用道路となっているものの、実態としては施設の専用駐車場であり、いわゆる一般的な公衆用道路とは性質が異なることから、観光課においてももっくる新城の他の施設と一体的に管理しています。今一度駐車場用地の位置づけを整理しつつ、今後も適切な管理がなされるよう、土木課とも協議し管理区分を明確化して参ります。